

常陸国風土記の注釈と水戸学

橋 本 雅 之

天保十年（一八三九年）、水戸の国学者である西野宣明

（一八〇二〜一八八三）が校注した『訂正常陸国風土記』

が刊行された。現在、静嘉堂文庫には、その草稿ともいえる西野宣明自筆の「常陸国風土記稿本」が残されている。

この資料に関して、かつて『訂正常陸国風土記』の本文校訂の形成過程を考える上で重要であることを論じたことがある。（拙稿「西野宣明「訂正常陸国風土記」の本文校訂、『古風土記の研究』所収）ところで、この資料には本文校訂の問題以外にも、水戸藩における常陸国風土記に対する関心の高さを考える上で興味深い記述が書き入れの形で残されている。それらの記述を通して浮かび上がってくるのは、この注釈と水戸学の深い関わりである。本稿は、これ

に関する基本的な問題を確認し、今後の研究課題を提示することを目的とする。そこでまず、具体的な考察に入る前に水戸藩を中心とする時代背景について簡単に振り返っておきたいと思う。

文政十二年（一八二九年）、第九代の水戸藩主となった徳川斉昭（一八〇〇〜一八六〇）は、その翌年の天保元年から藩政改革に着手し、天保十年（一八三九年）六月には内憂外患についての意見書を幕府に提出した。この徳川斉昭の幼少時に、侍読を務めた人物として会沢正志斎（一七八二〜一八六三）がいる。藤田幽谷（一七七四〜一八二六）の高弟であった彼は、天保の藩政改革においても中心的な役割を担った一人であり水戸学の中心人物であった。文政八年（一八二五年）、彼が四十四歳（数え年）の時に著述した「新論」は、水戸学の理論的精神的支柱として、

その後の尊皇攘夷思想に大きな影響を与えたことはよく知られている。話を天保期に戻すと、この頃になり日本近海に外国船が出没し、蝦夷地への上陸などの出来事が頻発するようになり、徳川斉昭は天保七年（一八三六）に常陸助川に砲台を築いている。また、『訂正常陸国風土記』が刊行された天保十年には、蚕社の獄事件が起きており、歴史の大きな流れの中で見ると、天保年間には長く続いた泰平の世から、幕末の混乱に至る転換期であったと言えるだろう。西野宣明の『訂正常陸国風土記』は、そのような時代背景の中で生まれてきた注釈書である。この点は、この資料の成立とその意義を考える上で極めて重要であり、十分に留意しておく必要がある。以下、このような時代背景を念頭に置いて、この注釈の成立過程を追いながら、この資料が水戸学の思想を考える上でどのような意味があるのか、さらには、近世における古風土記の受容史の中でどのように位置づけられるのかといった問題について考えていきたいと思う。

二

考察を進めるに当たり、まず静嘉堂文庫所蔵西野宣明自筆「常陸国風土記稿本」（以下、西野自筆稿本）について簡単に説明を加えておきたい。この資料の書誌は以下の通

りである。

縦二十七・八種×横十八・五種。袋綴。表紙、黒無地。外題なし。内題「常陸国風土記稿本」全三十二丁。

この資料は、『訂正常陸国風土記』全文にわたる稿本ではなく、冒頭の総記にあたる部分と、それに続く新治郡、筑波郡、信太郡、茨城郡、行方郡、香島郡、那賀郡の記事を中心とした内容であり、久慈郡と多珂郡（多珂郡は一次稿本に三行のみ残存）の記事を欠いている。そのため、注釈の全体的な形成と成立過程を知ることができないという欠点もあるが、前半十四丁が二次稿本の一部、後半十一丁が一次稿本の一部と考えられ、これに版本を加えて比較検討することによって、さまざまな問題について確認することができる。これについては、すでに拙著『古風土記の研究』の中でも述べたことがあるが、八本の写本を校合して作成したとされている校訂本文の諸本異同に関して言うと、不正確さが目立つ。この点を踏まえて拙著では次のように述べた。

西野本の本文校訂説について一次二次の稿本の記述や、諸本との異同を確認しながら、その形成を考えてきた。その結果、この本文校訂が、直接的にも間接的にも、群書類従本の本文に依拠して成り立っているのではないかという結論を得た。また松下本との校合について

は、ほぼ全面的に誤りが存在し、この版本の成立過程でかなり複雑な事情が存することが窺える。(『古風土記の研究』第二部第四章、二四三頁)

ここで述べたように、稿本の記述から版本への決定稿に至る過程においては、多くの課題があり、稿本と版本を比較してみると記述内容が大きく変化している箇所が少なからず見受けられる。そして、じつはここで考察の対象とする内容に関しても同じことが言えるのであり、稿本段階での記述が、そこに記された書入れの意見に基づいて加筆、修正されていることが確認できる。しかも、その書入れと、それに基づく版本での修正は、水戸学の根幹をなす思想を背景に持つものであり、これは『訂正常陸国風土記』の注釈を考える上で非常に重要な意味を持つているのである。では稿本に書入れをした人物はいったい誰であったのだろうか。じつはこの稿本識語の中には、次に挙げるように、それを窺い知ることができる内容が記されている。

右、本國風土記稿本二冊奉。「尊命、所校正也。余、固陋淺」見寡聞無學事、嘗、「公命、政府使彰考館官員、「検査得衆評而將梓行」之。于時、鷹書卅卷脱稿。」公、有八洲文藻之盛舉矣。「故公私繁劇不得寸隙」而廢止也。今茲又奉「新修鷹經集註之。」命拙臣固無漢學之刀、再三「奉辭之以鷹書集成事」。公、不聽使青

山延于、会澤安」加校正於是功成也。

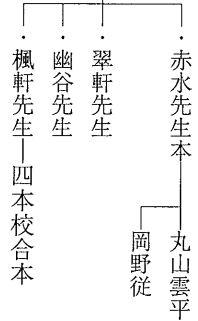
天保丙申十二月、既望採於華聽松軒南窓。西野宣明識

(傍線および句読点は稿本が付したものである。また「は改行を示している)

この識語によれば、天保丙申(天保七年、一八三六年)にこの稿本が完成したことが分かると同時に、稿本作成が藩主徳川齊昭の命によること、西野宣明は鷹書集成の仕事^{あおやまのぶゆき}を理由として再三固辞したが認められず、青山延于(一七七六〜一八四三)、会澤安(正志齋)が校正を加えて完成したことが記されている。ここに記された、青山延于と会澤安(正志齋)の校正が、どの範囲にまで及んでいるのかは判断ができないが、稿本をみると夥しい数の朱の書入れがあり、また墨書の貼紙も多く残されており、この注釈には水戸学の中心的人物が深く関与していることは間違いないと言える。

ところで、稿本末尾のこの識語の前には、いくつかの興味深いメモ書きが記されており、その中に、次に挙げたような水戸藩で書写された写本の系統図がある。

延宝五年以加賀本謄録



ここに名前が挙がっている人々のうち、まず、赤水先生とは、長久保赤水（一七一七—一八〇一）のことであり、彼は地理学者として『大日本史』地理志の編修に加わっている。次に翠軒先生とは、立原翠軒（一七四四—一八二三）のことである。彼は天明六年（一七八六年）に彰考館総裁に任命され『大日本史』紀伝の校訂に全力を傾けた。次に、幽谷先生とは、言うまでもなく藤田幽谷（既出）のことである。彼は、立原翠軒に入門し、のちに『大日本史』編纂に携わった人物である。また、楓軒先生は小宮山楓軒（一七六四—一八四〇）のことであり、彼も『大日本史』の補修・校訂に従事した一人であった。

以上、これらの人物は、とくに江戸時代後期の『大日本史』編纂事業を担った中心的人物であり、そこにさらに稿本の校正に携わった青山延子と会澤正志齋を加えるならば、常陸国風土記の書写と注釈は、まさに水戸学の中心的ライソンの上で進められたことが分かるのである。したがって、

西野宣明の『訂正常陸国風土記』成立の歴史的意義は、江戸時代後期の水戸学の展開を抜きにして考えることはできないのである。

では、具体的にはその注釈の上に、水戸学の思想はどのような形で取り入れられているのだろうか。続いて、この問題に関して稿本書入れの頭注案および修正案にみる水戸学の影響と、それに基づいて記述された版本頭注の比較検討を通して考えてみたい。

三

ここで検討を加えるのは、冒頭の総記記事に関する二つの頭注である。この二つは、いずれも稿本の段階で、第三者の手になる朱の書入れと、墨書の貼紙が付されており、そこに記された指示に従って版本頭注が作成されている。その書入れが、識語に記されている通り、青山延子、会澤正志齋であるか否かについては断定的なことは言えないが、そこに記された見解は、後ほど説明するように、会澤正志齋「新論」の国体論において論じられている内容とほぼ一致しており、正志齋本人でなくとも彼の国体論に沿って記された意見であることは間違いないと言える。では、以下、この二つの頭注について見ていこう。最初に、版本の当該箇所本文を挙げ、次に一次稿本、二次稿本、そして版本

の頭注内容と書入れの記述を挙げた上で、これらの関係について検討する。

【本文1】

其後至^三難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世^一。遣^二高向臣。中臣幡。織田連等^一。惣^レ領自^レ坂以東之國^一。

(1) 一次稿本頭注の記述

なし

(2) 二次稿本頭注の記述

なし

(3) 二次稿本の書き入れ(朱)

吉田令世云、孝徳紀大化元年ニ拜東國等^ニ国司トアリテ同二年ニ以良家大夫使治東方八道ト見エタリ。此時封建ト云モノ、カタチヲ止テ郡縣ノ制ニナルモノ也。此注御書入可被下候。コレハ制度沿革ノ緊要ノ事ナレバ。此注ハ是非ナクテハ叶ハズ候

(4) 版本頭注

吉田令世云、孝徳紀大化元年八月丙申朔庚子、拜^二東國國司等^一云々。同二年三月癸亥朔甲子。前以^二良家大夫^一、使^レ治^二東方八道^一。按當時置^二国司郡司^一、郡縣之制盖始^二於此^一也

版本本文は、常陸国の沿革を記した記事であり、孝徳天皇の時代に国司が派遣されて、東国地方が八国に区画されたことを説明するものである。右に挙げたように、稿本では一次稿本・二次稿本ともに頭注にはこれに関する記述はないが、(3)に挙げたように、二次稿本には吉田令世(279-1844)のコメントが書き入れられており、さらにそれに対して「此注御書入可被下候。コレハ制度沿革ノ緊要事ナレバ。此注ハ是非ナクテハ叶ハズ候」という意見が添えられている。そして、版本ではこの意見が取り入れられて、吉田令世の書入れが採用されているのである。のみならず、版本頭注ではそれに続けて「按當時置^二国司郡司^一、郡縣之制盖始^二於此^一也」という見解が加えられていることが分かる。この見解が加えられた理由は、書入れにみられる「制度沿革ノ緊要事」という考え方が背景にあるとみて間違いないだろう。

孝徳天皇の時代に国司が派遣されて国郡制度が確立したことは、水戸学思想の根幹に関わる歴史的問題であり、そこにこの頭注が加えられた理由があったと考えられる。これに関しては、版本の巻頭に添えられている会沢正志斎の序文の中にも、

孝徳朝。始置^二国司^一。而阪東八國。官使往来。常陸實稱^二水陸之府^一焉。

という記述があり、常陸国の沿革を説明する上で、孝徳天皇時代の国郡制（頭注には郡縣之制とある）成立を重視していたと考えることは妥当であると思う。この会沢正志齋の思想と版本の関係については、後ほど詳しく考察することにして、続けてもう一つの問題について検討してみよう。

〔本文2〕

或曰。倭武天皇巡狩東夷之國。幸過新治之縣。

(1) 一次稿本頭注

万葉抄作倭建尊

(2) 二次稿本頭注

万葉註仙覺抄所引、天皇作尊。然、此書皆稱「天皇」。按阿波風土記稱「倭健天皇命」。因按、當時國民服「威稜」、是以為「天皇」。故二書皆稱「天皇」也。

(3) 二次稿本貼紙

因按ヲ削り、蓋當時人民服其威武、稱曰「天皇」。故二書……トシテハ如何。

(4) 版本頭注

按萬葉仙覺抄所引天皇作尊。然、此書皆稱「天皇」。又、阿波風土記稱「倭健天皇命」。蓋當時人民服「其威武」、稱曰「天皇」。故二書皆稱「天皇」也。

この本文は、先に挙げた本文(1)に続く異伝として記された、常陸国号の地名起源説話の冒頭部の記事である。

この伝承の中では、ヤマトタケルが天皇と称されており、これに関しては現在においても問題とされる内容であるが、一次稿本・二次稿本の頭注でも「天皇」と称することに關する問題が取り上げられている。この中で本稿がとくに注目するのは、二次稿本の「因按」に続く「當時國民服「威稜」、是以為「天皇」」の中の傍線を施した「國民」という表現にある。これに対して、(3)として挙げたように、二次稿本には「國民」を「人民」に改めることを提案した貼紙が残されている。これを受けて版本頭注では「蓋當時人民服「其威武」とあり、貼紙の提案どおり「國民」が「人民」と改められている。この修正については、一見、深い意味が認められないようにも見えるが、これを水戸学で使用される用語の問題として捉えたとき、そこには見逃すことのできない重要な意味があると考えられる。そこで、まず先ほどと同じように、会沢正志齋による『訂正常陸國風土記』版本の序文に目を向けてみると、そこには、

夫、土地人民者。人君之所寶。而達四方之志者。

帝王之所頼以治天下也。

という一節があり、そこでは「土地」と「人民」を天皇が

宝としてきたという考え方が示されており、ここでは「国民」ではなく「人民」という表現が選ばれているのである。ちなみに、奈良時代における用例を『日本書紀』で確認してみると、

ア、此神性悪。常好「哭悉」。国民多死。(神代 上第 五段一書第二)

イ、則自^レ山至^二于墓^一。人民相踵。以手^{たごし}通伝而運焉。

(崇神天皇十年)

のように「国民」も「人民」も使われていることが分かる。したがって頭注に「国民」を用いることは何ら問題がなかったはずである。にもかかわらず、二次稿本の貼紙において、「国民」を避けて「人民」に書き換えることを提案しているのは何故だろうか。このように考えてみると、この書き換え指示にはそれなりの意図があったと考えられるのである。では、その意図とはいったい何であったのだろうか。そこで問題となるのが、会沢正志齋を中心とする水戸学の理論である。以下、この問題について、会沢正志齋の「新論」と『大日本史』編纂後期の状況を視野に入れて検討をしていこう。

四

会沢正志齋の代表的著述である「新論」は、「沈滞した

民心を振起して国防を強化し、内外から迫る政治的危機を克服し、国家の富強を実現するための方策を明示する」(『国史大辞典』)ことを目的として文政八年(一八二五)に書かれたものである。したがって正志齋が常陸国風土記稿本の校正に関与したのは、言うまでもなく「新論」成立以後のことであり、稿本書入れに「新論」からの影響があると考えることに矛盾はない。以上のことを踏まえた上で、「新論」に示された水戸学の思想との具体的な関係について考えてみよう。

稿本書入れと貼紙に記された記述を考える上で重要な意味を持つと考えられるのは「新論」の最初に置かれている「国体 上」にみえる次の記述である。

崇神天皇、四もに不庭を征し、大いに政教を敷き、人民を校し、調役を課し、ますます国造を封じて、以遐陬を鎮撫したまふ。拮据經營し、教朝を歴て衰へず、皇化日に洽く、土疆日に広くして、土は皆天子の地、人は皆天子の民、民志一にして、天下また大いに治まれり。爾後、安きに習ひ事なく、廟堂に遠大の慮なく、大臣は権を弄して、私門を經營す。時に歴朝の置くところ、すでに官家及び標代の民あり、而して臣・連・伴造・国造も、またおのおの私田を置き私民を蓄へて、土地人民漸く分裂し、おのおの趨向するところを異に

す。中宗天智天皇に至り、すでに乱賊を誅戮し、儲閣に在りて政を輔け、旧弊を革除して、新制を布きたまふ。その封建の勢に因りてこれを一変し、国司を以て国郡を統治せしめて、遂に郡県の制を成し、私地・私民を除き、ことごとくこれを朝廷に帰し、天下、一として王土と王臣とにあらざるものなくして、天下また大いに治まれり。(岩波書店刊 日本思想大系『水戸学』の読み下し文による。六一頁。なお、傍線は橋本が付したものである)

「国体 上」は、日本の国柄について歴史を追って説明するところから始まっており、右に挙げたのは、崇神天皇時代以後の国土経営の展開を述べた部分である。この引用文の前半部には傍線を引いたように「人民」という表現が二回使われている。問題は、その「人民」を、ここではどのような意味で用いているかであるが、それに関しては、同じく傍線を引いた「人は皆天子の民」の記述に端的に示されており、「新論」における「人民」とは、「天皇の民」を意味するタームであったと考えるのが妥当であると考えられる。さらに、その直前の記述「土は皆天子の地」とのつながりを踏まえれば、この文脈は全体として「公地公民」という考え方の表明であると言えるだろう。このような理解が妥当であることは、引用文の後半が孝徳天皇時代

の大化の改新に関する記述であることを合わせて考えるとより鮮明になる。

後半部では、崇神天皇の時代以降、臣・連・伴造・国造などが私田を置き私民を蓄えた結果乱れた世の秩序が、大化の改新によって回復されたと述べているが、その秩序回復の中心的な施策こそ、国郡制度の確立と、土地人民を朝廷に帰す公地公民制度の確立であったというのが、「新論」の主張であり、ここに水戸学がいう制度としての「国体」論の核心がある。

以上を踏まえて、二次稿本の問題に戻るならば、孝徳天皇時代の国郡制の重要性を指摘する書入れと、「国民」を「人民」に書き改めることを提案する貼紙は、いずれも水戸学における制度としての「国体」思想を端的に言い表したものであることが分かる。そしてその提案を、版本頭注として採用したということは、取りも直さず『訂正常陸国風土記』が水戸学の影響下に誕生したものであることを示していると言っていいたいだろう。したがってこの注釈書は、たんなる地方史、あるいは古代東国地方の地理誌といった意識で作成されたのではなく、理想的国家制度としての国郡制と公地公民制の下に誕生した「常陸国」の沿革を明らかにすることを目的として作成されたものであると言わねばならない。この点はきわめて重要であり、これまでの常

陸国風土記の受容史研究では、このような水戸学思想の影響を見落としてきたと言わざるを得ないのである。

さて、では「新論」に見られるような、「国体」思想は、いったいどこからきているのだろうか。そこで問題となるのが『大日本史』の編纂事業である。徳川光圀にはじまるこの事業の編纂と展開については、尾藤正英が「水戸学の特質」（日本思想大系『水戸学』解説）において分かりやすく説明しているの、少し長くなるが次にそれを引用して考えていきたい。

(Ⅰ) 光圀による修史事業は、寛文十二年（一六七二）に江戸小石川の藩邸内に編纂所として彰考館を設置して以後、本格化した。この時期における編纂は、紀伝、すなわち本紀と列伝の部を中心としていた。（中略）享保五年（一七二〇）に幕府へ本紀七十三巻・列伝百七十巻を献上した。このころまでが前期における編纂事業の最盛期であって、これ以後、志表の部の編纂に着手したが、多くの困難に直面し、まもなく一七四〇年頃から約五十年間にわたって、ほとんど事業が停滞するにいたる。この空白期を喜んで、編纂事業の前期と後期とが区分されるのであり、天明六年（一七八六）に立原翠軒が彰考館総裁に任ぜられ、再び事業が

活潑化して以後を後期とする。（中略）

(Ⅱ) 後期における編纂事業は、対象が制度史的な部門に移ったことにふさわしく、日本社会に固有の構造ないし伝統といった、民族的個性あるいは特殊性の側面の方に、主要な関心が指向されることとなる。（中略）この固有の伝統についての自覚を表現した概念が、すなわち「国体」であった。（中略）

(Ⅲ) この前期から後期への思想上の変化は、水戸藩の内部だけで生じた現象ではなく、その背景には江戸時代中期における思想界の動向の推移があった。（中略）後期における修史事業の進展と、これを基礎としての水戸学の成立とは、右の徂徠学ならびに国学の影響を無視しては考えることができない。（日本思想大系『水戸学』五六二頁～五六四頁）

ここでは、尾藤の解説を（Ⅰ）～（Ⅲ）に分けて示した。（Ⅰ）では、本紀・列伝の完成以降停滞していた編纂事業が、立原翠軒の彰考館総裁就任を契機として再び活潑化することが述べられており、次に（Ⅱ）は、その後期における編纂事業の対象が、おもに制度史的な内容であり、日本固有の構造や伝統といった個性に関心が向けられ、その伝統の自覚を表現した概念が「国体」であったとする。

ここで本稿の前半でも紹介したように、水戸における常陸国風土記書写の人脈が、おもにこの『大日本史』後期編纂事業に携わった人々であったことをあらためて想起したい。さらに、稿本の校正を担った会沢正志斎、青山延子も『大日本史』の編纂事業に携わった人たちであり、『訂正常陸国風土記』の背後には、じつは『大日本史』の影が見え隠れしているのである。そしてそれは、(Ⅲ)において指摘されている近世中期以降の国学思想の展開とも深く関わる問題であると思われ、さらには徂徠学とのつながりについても検討する必要があると思われる。

以上のことを念頭において考えるならば、近世における常陸国風土記の受容は、これまで考えられてきた以上に、国学思想と深い係わり合いが認められるのである。そのような意味から言うならば、近世後期になって風土記逸文の収集に注目が集まるようになったことについても、記紀にはない古い伝承の発掘という視点に加えて、幕藩制度に代わる国郡制度の資料としての価値を掘り起こすという側面にも光を当てる必要があるだろう。

以上で本稿の考察はほぼ尽きているが、最後に、これまでの古風土記受容史研究に大きな影響を与えてきた秋本吉郎の学説を振り返りながら、その問題点を明らかにし今後の研究課題を述べて、本稿の結びとしたい。

五

秋本吉郎は『風土記の研究』の中で、古風土記の受容について次のように述べている。

風土記はその地方文書といふ性質の故に、そもそもの編述上進の当初からその伝来の各時期を通じて、副位的第二義的文書として観ぜられ、評価せられる運命を負はされて来たものである。(中略)より根本的な点において風土記研究の榮え難かつた理由がある。それは風土記がその本来の性質として地方誌であるといふ地方的性質に起因するものである。(近世の風土記研究)一〇四頁―一〇四四頁)

ここに述べられている風土記に対する考え方は、昭和二十年以降、現在に至るまで上代文学の研究者に広く認められてきた古風土記の受容に関する認識でもある。しかしながら、古風土記が「副位的第二義的文書」であるという認識は、近世後期の国学思想の展開の中で考えたとき、必ずしも妥当であるとは言えないと思う。水戸学が理想とした公地公民と国郡制という国家体制は、やがて明治維新を経て明治二年(一八六九年)の版籍奉還、明治四年(一八七一年)の廢藩置県という形で実現していくが、そのような制度としての国家体制を考える上で、古風土記が果たした

役割は、現代の私たちが考える以上に大きかったのではないだろうか。そしてこのような視点から、幕末、明治の古風土記研究を振り返るとき、谷森善臣、敷田年治、栗田寛などによる注釈作業の意義についてもあらためて検討する必要があるように思う。同時に、思想史研究の側でも、近世後期の国学思想の中で古風土記がどのような役割を果たしたのかという視点から、地誌を取り込んだ国学思想の展開についても再検討が迫られるように思う。

以上のような考え方に基づいて、今後の研究課題をまとめるとすれば、おおむね次のようになるだろう。

A 古風土記研究の側からみた課題

ア、江戸時代後期の古風土記受容とその思想的背景をどう考えるか

イ、風土記逸文収集の目的と意義の再検討

B 思想史研究の側からみた課題

ア、水戸学形成に果たした地誌の役割↓『大日本史』地誌の意義

イ、国学における古代地誌研究の思想的意義

今後の古風土記受容史研究は、記紀・万葉の副次的二次的資料であったという説を乗り越えて、近世後期の国学思想の展開と歴史の中で果たした役割の究明という方向に進む必要があるように思う。そしてそれは取りも直さず、秋

本吉郎が切り開いた古風土記研究のフィールドを広げることにつながると思うのである。

引用文献

『国史大辞典』（吉川弘文館刊）

日本思想大系『水戸学』（岩波書店刊、一九七三年四月）

秋本吉郎『風土記の研究』（ミネルヴァ書房刊、一九六三年十月）

拙著『古風土記の研究』（和泉書院刊、二〇〇七年一月）

参考文献

『国学者伝記集成』（名著刊行会刊、一九七二年）

付記

本論文は、平成三十年～三十二年度科学研究費 基盤研究

(C) 研究課題「水戸学における地誌の注釈と編纂をめぐる基礎的研究」、研究代表者 橋本雅之（皇學館大学、常陸国風土記・風土記受容史）・研究分担者 兼岡理恵（千葉大学、風土記受容史）・阪東洋介（皇學館大学、近世倫理思想史）の研究成果の一部である。